

## 国宝（建造物）姫路城大天守ほか4棟活用環境強化企画・整備業務委託に係る仕様書

本仕様書は、姫路市（以下「市」という。）が発注する国宝（建造物）姫路城大天守ほか4棟活用環境強化企画・整備業務（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

### 1 業務委託の名称

国宝（建造物）姫路城大天守ほか4棟活用環境強化企画・整備業務

### 2 業務の場所

姫路城大天守、リの一渡櫓、チの櫓、化粧櫓及びカの渡櫓

### 3 業務期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

### 4 展示活用箇所

展示活用する場所は、次のとおりとする。

#### (1) リの一渡櫓及びチの櫓

- ア 姫路市が別途製作した大名行列関連の物品（別途リスト参照）を活用し、大名行列の啓発につながる展示とする。
- イ 当展示活用箇所は車いす等でも観覧可能な場所とするため、出入り口はスロープとし、バリアフリーを意識した動線とすること。

#### (2) 化粧櫓2階（北室・南室）

- ア 姫路市が別途製作した千姫・忠刻の復元着物及びそれに付随する展示具（別途リスト参照）を活用し、千姫らについての展示の集客力を強化する内容とすること。
- イ 復元着物の保護のため、化粧櫓内は外光を遮断することを考慮した展示内容や照明設備を提案すること。

#### (3) 大天守武具庫（1階及び2階）

- ア 武具庫として使用されていた時の様子を再現する情景展示及び体験展示とする。
- イ 武具庫内は非常に暗い環境であることを考慮し、展示内容や照明設備を提案すること。

#### (4) 百間廊下（カの渡櫓）

特別展示室である化粧櫓の手前に位置する展示活用場所であることから、千姫・忠刻のストーリーを紹介する展示内容とする。

- ア 千姫・忠刻の復元衣装の制作過程の映像展示を展示内容に盛り込むこと。復元着物制作過程の映像（未編集）については本市より提供する。
- イ 当展示活用箇所については現在も常設展示を行っている。既存の展示物を活用して展示内容を提案すること。
- ウ 化粧櫓の特別展示室に向けて期待感が高まるよう工夫すること。

### 5 業務遂行上の留意事項

#### (1) 条件の確認及び調査

本業務の目的趣旨を把握した上で現地調査を行い、現況を把握した上で、本仕様書に示す業務内容を確認し、業務を行うこと。

#### (2) 建築を含めた検討

展示活用に当たり建築・設備との検討が必要な場合は、その条件を整理すること。

#### (3) 設計の検討

市が設置する会議のメンバーと協議打合せを行い、その結果を反映・考慮した設計内容とすること。

#### (4) 次の資料を反映・考慮した設計内容とすること。

- ア 『姫路城重要文化財建造物保存活用計画』（平成25年8月策定）
- イ 『姫路城の展示の見直しについて』（令和2年3月作成）

### 6 委託業務の概要

#### (1) 基本計画・設計

受託者は、下記に示す基本計画・設計を実施すること。なお、基本計画・設計が市の意図に合致したものと認められた後、次の製作段階に進むこと。

ア 与条件の細部検討

##### ①現況調査

## ②資料調査

### イ 諸施設等の検討及び設定

#### ①施設コンセプト等

施設（展示場所）の目的及び機能構成を検討する。

#### ②動線計画

平面基本配置計画、来城者動線・管理動線を検討する。

#### ③展示計画

伝えるべき情報を把握し、その表現手法を検討する。

展示資料の種類・規模形状・素材・等に基づき、その取扱いを検討する。

展示シノプシス（展示テーマ、展示のねらい等）を検討、作成する。

映像・模型・グラフィック・レプリカ・実物等、主な展示手法を検討、計画する。

### ウ 設計

①展示シナリオ、配置図、平面図、立面図、断面図、仕様書、仕上げ表、製作・施工費積算書、工程計画書、展示イメージ図等の作成

②その他、設計内容を補完する詳細図等

#### (2) 製作・設置

設計図書に基づく品目の製作・設置業務一式

## 7 業務計画書の提出

受託者は、本業務の開始前に、業務計画書を提出し、市の承諾を得た後、本業務を遂行すること。

## 8 協議・報告等

(1) 受託者は、必要に応じて市と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行い、市からの求めがあった場合、協議に応じなければならない。

(2) 受託者は、協議の内容及び結果を書面に取りまとめ、市へ提出しなければならない。

## 9 資料等の貸与及び返還

(1) 受託者は、業務上必要な図面及び資料等を市に貸与を求めることができる。

(2) 市は、受託者から貸与を求められた図面および資料等について、業務上必要と認める場合は、これを貸与するものとする。

(3) 受託者は、貸与された図面及び資料等については、業務完了時まで責任を持って市に返還するものとする。

## 10 成果品

(1) 展示製作品目 1式

(2) 業務報告書（基本計画・設計書を含む。） 10部

(3) 電子媒体（報告書の電子ファイルを CD-R 等に記録したもの） 1式

## 11 著作権の帰属

本業務の成果品に係る著作権は、市に帰属するものとする。ただし、写真等の素材で他に著作権を有している者がいるものについては、本業務に関連する場合にのみ使用できるものとする。

## 12 成果品納入場所

姫路城管理事務所の指示による。

## 13 仕様書の変更等

(1) 本仕様書の記載事項について変更する必要があるときは、市・受託者協議の上、変更することができるものとする。

(2) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、市・受託者協議の上、決定するものとする。

## 14 その他

### (1) 守秘義務事項

ア 受託者は、本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

イ 受託者は、本業務の履行に当たって知り得た情報を漏らしてはならない。

ウ ア、イの規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。